

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会

職員採用試験案内（募集要領）

1 募集職種

職 種	職務内容	採用予定人数
一 般 職	曾於市社会福祉協議会が実施する事業の次のいずれかの職務 ○地域福祉活動推進事業 ○相談援助・権利擁護事業 ○介護保険サービス事業 ○経理・財務等総務事業全般	いずれも 若干名

2 受付期間

受 付 期 間	<u>令和6年10月15日（火） ～ 11月25日（月）（必着）</u> ※受付時間は、平日、午前8時30分から午後5時15分まで。
---------	---

3 応募資格

年 齢	不 問
資格要件	・保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉主事任用資格のいずれかの資格を有する者。（資格取得見込可。） ・「経理・財務等総務事業全般職」については、資格は不問としますが、社会福祉関連の資格を有する者は尚良とします。
その他必要な免許等	普通自動車一種免許（AT限定可）
欠格要件	・禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日程及び審査内容等

区 分	審査日程	審査内容	備 考
一 次 試 験	令和6年 11月26日（火）	応募書類審査 ※事前提出書類による書類選考となります。	※一次審査結果については、審査翌日に受験者へ通知文書を発送（投函）します。
二 次 試 験	令和6年 <u>12月8日（日）</u>	① 筆記試験（60分間） ※テーマに基づく小論文（800字以内）試験 ② 面接試験（20分程度） ※個別面接による口述試験	※二次審査の詳細については、一次審査合格通知の際にお知らせします。

5 試験会場

二次試験会場	そお生きいき健康センター（鹿児島県曾於市末吉町二之方 2342 番地 2 電話 0986-76-2224）
--------	--

6 応募手続

試験案内及び 申込書配布場所	① 直接本会窓口にて応募書類等を受け取る場合 曾於市社会福祉協議会本所（財部）、同大隅支所、同末吉支所の各所窓口にて受け取れます。 ② 本会ホームページから書類をダウンロードする場合（以下 URL 参照） 本会ホームページ URL： http://soo-shakyo.or.jp/
-------------------	---

提出書類	ア 採用試験申込書兼履歴書（指定用紙に必要事項を記入し、写真を貼付すること） イ 運転免許証の写し ウ 110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒※1枚 （※返信用封筒の大きさ：長形3号 120×235mm） エ 資格要件に記載された資格のうち、該当するすべての資格証等の写し
申込書提出先	〒899-4101 鹿児島県曾於市財部町南俣504番地1 「社会福祉法人曾於市社会福祉協議会 総務課長 行」 ※封筒の表に「受験申込」と朱書きし、提出してください。
その他	・申込書等の記入漏れや提出書類に不備があるものは受付できません。 ・今回の採用試験に係る各種提出書類については、本会職員採用試験の選考のみに利用するものとし、この目的以外での使用は一切いたしません。 ・提出された書類は、本会が責任を持って保管し、選考結果の如何に関わらず返却は致しません。

7 合格発表

合格発表日	令和6年12月23日（月）
発表方法	※発表日から約1週間、本会各所窓口に掲示、及びホームページに掲載します。 結果通知は、発表当日に受験者本人宛に発送（投函）します。

8 勤務時間及び給与等について

勤務時間	原則、午前8時30分から午後5時15分までの8時間勤務とし、月曜日から金曜日までの週5日勤務となります。
休日	原則、土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3） ただし、職種や業務の状況によっては、時間外勤務や休日勤務があります。
給与等	① 本会職員給与規程等に基づき支給します。 初任給月額：172,300円～（大卒の場合見込額） ② 扶養手当、通勤手当、期末手当、資格手当等を該当者に支給します。 ③ ①及び②については、令和7年4月1日施行予定の「本会職員給与規程」及び「本会職員就業規則等」に基づきます。 ※詳しくはハローワークの求人票、本会ホームページ求人欄等を確認ください。 本会ホームページ URL： http://soo-shakyo.or.jp/

9 採用年月日・試用期間・勤務地

採用年月日	令和7年4月1日
試用期間	本会就業規則に基づきます。 （試用期間） 第9条 新たに採用された者については、採用の日から6か月間を試用期間とする。 ただし、会長が適当であると認めるときは、この期間を短縮、延長又は設けないことがある。 2 試用期間中又は試用期間満了の際、引続き職員として勤務させることが不適当であると認められる者については、採用を取り消し、又は解雇することがある。 3 試用期間は、勤続年数に通算する。
勤務地	曾於市内（本所、末吉支所、大隅支所のいずれか）
留意事項	・組織内の異動等により、採用時の職務以外に従事することがあります。 ・採用決定後、曾於市外から曾於市内に移住して住宅を借受けた者については、転居支度金（一部）を支給します。詳しくはホームページをご確認ください。

10 その他

問い合わせ先 職員採用試験担当 総務課長 電話：0986-72-0460 FAX：0986-72-0425